

## 利用までの流れ

### 1 電話にて見学予約

TEL0568-84-2732

### 2 見学

施設見学、1日の流れなどを説明します。

### 3 体験利用

3日間の体験をすることができます。  
行事などの必要な経費は実費負担となります。  
体験中に利用を希望された方には手続き等の説明をいたします。

### 4 市役所へ障がい福祉サービスの支給申請

現在の生活や障がいの状況についての調査が行われ、受給者証が交付されます。  
お住まいの市役所へお問い合わせ下さい。

### 5 かすがいフォレストへ利用申請・契約

市役所で受給者証が交付された後、利用申請の手続きをしていただきます。

- ・利用契約書
- ・重要事項説明書
- ・主治医意見書
- ・保険料（年間3千円）



かすがいフォレスト  
コメダ珈琲さんの隣です

#### 《春日井駅より》

■名鉄バス（小牧駅行）  
春日井駅 → 八田町二丁目（徒歩5分）

■かすがいシティバス東環状線（右まわり）  
春日井駅 → 市役所（徒歩15分）

#### 《高蔵寺駅より》

■かすがいシティバス東環状線（左まわり）  
高蔵寺駅 → 六軒屋公民館（徒歩10分）

#### 《小牧駅より》

■名鉄バス（春日井駅行）  
小牧駅 → 上八田（徒歩1分）

- 営業日 月曜日～金曜日  
(国民の祝日・冬期休業期間  
12月29日～1月3日は休業)
- 営業時間 9:00～18:00
- サービス提供時間 9:00～16:00

特定非営利活動法人ネットワーク駒来の家  
就労継続支援B型事業所

## かすがいフォレスト

〒486-0849 愛知県春日井市八田町7丁目3番地15

TEL / FAX : 0568-84-2732

URL : <http://www.kksien-nw.com/>

就労継続支援B型事業所

## かすがいフォレスト



特定非営利活動法人 ネットワーク駒来の家

心の健康を願う人たちを対象に社会復帰と自立、社会参加を支援します。

かすがいフォレストは、障害者総合支援法に基づいた施設です。生産活動の機会を提供するとともに、生活・就労などに関する相談支援・プログラム活動などを通して、それぞれの目的に応じた生活を送るための援助を行います。

## サービス内容

相談及び援助	・個別支援計画に基づき、利用者及びその家族が希望する生活や心身の状態等を把握し、相談、助言、援助等を行います。
訓練	・一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。
生産活動	・ <b>お弁当製造・販売</b> 生産活動における収入から必要経費を差し引いた額を工賃として、参加された利用者に支払います。
実習及び求職活動等の支援	・公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施や求職活動等の支援を行います。
事業所外支援	・心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。
健康管理	・日常生活に必要な投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関と連絡調整を行い、健康保持のための適切な支援を行います。

## 1日のスケジュール

9:00	開所
9:30	朝の会
9:45	プログラム活動
12:00	昼食
13:00	プログラム活動
15:00	掃除
16:00	閉所

- 体調、状況に応じて参加していただくようにしています。遅刻、早退、プログラム活動への参加または休憩、見学等各自調整してください。
- 個別相談、電話相談、訪問について 9:00～16:00 の間で調整いたします。

## 1週間のスケジュール

	月	火	水	木	金	
午前	調理講習会	弁当作り	弁当作り	弁当作り	第1、第2 弁当作り	第3、第4 パソコン講習
午後	弁当作り	弁当作り	弁当作り	弁当作り	片付け	パソコン講習 就労支援講座

## 対象者

- 就労へ向けての準備として、体力や集中力をつけたい方
- 規則正しい生活リズムを作りたい方
- 仲間作りをしたい方
- 主治医の許可がある方

## 費用

- 利用料は市町村で決められた額
- 保険料として年間 3,000 円
- 弁当代として 1食 400 円（希望者のみ）

## ■運営方針

関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正かつきめ細かな就労継続支援（B型）のサービスを提供します。

## ■沿革

- 平成 11 年 4 月 運営主体 家族会「むつみ会」として 小規模作業所（法外施設） かすがいフォレスト開所（春日井市関田町）
- 平成 19 年 4 月 運営主体を変更 「特定非営利活動法人 地域精神保健 福祉支援ネットワーク駒来の家」
- 平成 20 年 6 月 春日井市八田町へ移転
- 平成 20 年 10 月 障害者自立支援法（障害者総合支援法） 就労継続支援B型事業所へ移行
- 平成 21 年 11 月 法人名称変更 「特定非営利活動法人ネットワーク 駒来の家」となる

